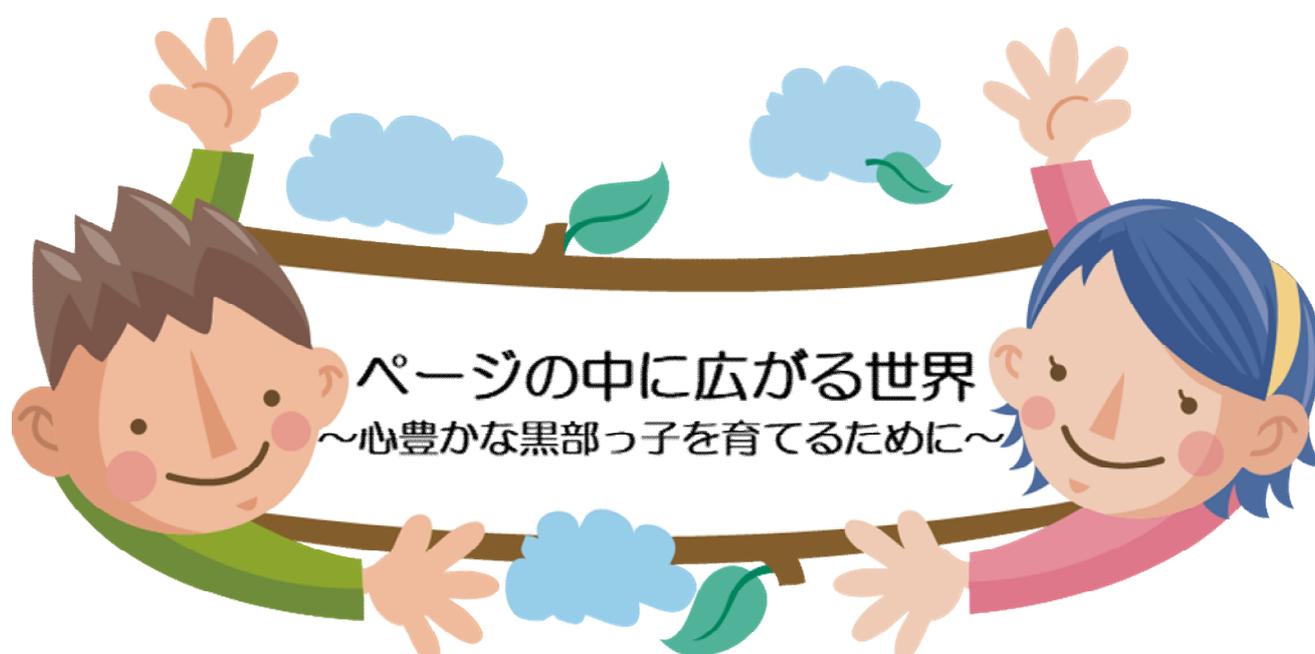


第3次 黒部市子ども読書活動推進計画

(令和6年度～10年度)



令和6年3月

黒部市教育委員会

—目次—

第1章	計画の見直しに当たって	1
第2章	第2次計画における取組	2
第3章	第3次計画における基本方針	6
第4章	子どもの読書活動推進の取組	
1	家庭における子どもの読書活動の推進	7
2	地域における子どもの読書活動の推進	9
3	図書館における子どもの読書活動の推進	11
4	学校等における子どもの読書活動の推進	15
第5章	計画の推進体制	19
<資料>		
	子どもの読書活動の推進に関する法律	20
	黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱	22
	黒部市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	23

第1章 計画の見直しに当たって

子どもの読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)であり、社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

子どもにとって、本との出会いは「未知」との出会いでもあります。目に見えないものに対する想像力や思考力、そこから感じたことを表現する力、学ぶ楽しさや知る喜び、課題を解決することのできる力を育むものとして、読書は大きな役割を果たします。

黒部市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成26年3月に「黒部市子ども読書活動推進計画」を策定し、5年毎に計画の見直しを行い、子どもたちが自主的に読書活動を行えるような環境づくりや、様々な取組を進めてきました。

第2次計画期間当初は、図書館における児童書の貸出数や子どもへの貸出冊数が増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する感染防止対策による影響で一度減少し、その後、増加に転じましたが、未だ当初計画の数値には達していません。

そのような中、これまでの取組の成果や課題、社会の変化等を踏まえ、また、図書館の移転を経て、計画の見直しを行いました。今後も、家庭、地域、図書館、学校等が連携・協力し、子どもの読書活動をより一層推進するため、「第3次 黒部市子ども読書活動推進計画」を策定します。

<参考>

【国・県の子どもの読書活動推進計画に関する動き】(令和5年10月現在)

年月	国	県
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行	
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成15年12月		「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成20年3月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成21年3月		第二次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成25年5月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成26年3月		第三次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成30年4月	第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成31年3月		第四次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
令和5年3月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	

第2章 第2次計画における取組

第2次計画期間における主な取組

第2次子ども読書活動推進計画に基づき、平成31年度から令和5年度の間に関に掲げる取組を推進しました。

1 家庭・地域における取組

(1) 子育て支援事業

- ・地域の宝事業※の一貫として、ブックスタート※を取り入れ、生後6か月までの誕生祝訪問を希望する乳児のいる家庭に対して、誕生祝訪問時に読み聞かせ絵本を贈る取組を継続して実施しました。
- ・各種保育サービス等の利用券「子育て応援券」※の市内サービス総利用件数に対する絵本購入件数割合が増加しました。

【子育て応援券 全体の利用件数に対する読み聞かせ絵本の購入割合】

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15.1%	18.3%	22.7%	30.7%	29.1%

資料：黒部市こども支援課調べ

(2) 地域における取組

- ・放課後児童クラブ（学童保育）では、読み聞かせの実施や、図書館からの団体貸出の利用により読書環境を整えました。
- ・保健センターや子育て支援センターでは、絵本の読み聞かせに関する講座を定期的に開催し、読み聞かせや絵本の選び方に関する方法を伝える場を設けました。

※ **地域の宝事業** 生後6か月までの乳児のいる家庭を地区の民生委員児童委員等が祝い品を持って訪問し、誕生を地区で祝うとともに、出産から育児まで切れ目のない支援・見守り体制を整備する。地区社会福祉協議会が実施。

※ **ブックスタート** 0歳児健診などの機会に絵本をプレゼントする活動。

※ **子育て応援券** 富山県と市町村で、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、各種保育サービス等の活用のため交付している利用券。

2 図書館における取組

(1) 環境の充実

- ・図書館資料の手にとりやすい環境づくりのため、児童向けの展示を充実させました。
- ・図書館システムを更新し、インターネットや館内検索端末で貸出中以外の資料にも予約できるようになりました。
- ・予約の本が準備できたことをメールでも案内できるようになり、利便性を向上させました。
- ・黒部市立あお一よ図書館では、児童フロアの書棚を低くし、広く見渡せる明るく開放的な空間でくつろぎながら本に親しむことができるようになりました。よみきかせスペースやキッズコーナーでは、靴を脱いでゆったりと本に親しむことができます。青少年向けに気軽に利用できるフリースペースとして、様々な可能性に対応できるクリエイティブラウンジを設置しました。館内の随所にイスやテーブルを配置し、くつろぎながら本を読める環境を整えました。

(2) 資料の充実

- ・蔵書については、あお一よ図書館開館に向け除籍と購入を集中的に行ったため、増減を繰り返しています。購入は増加傾向にあり、令和7年度までを集中整備期間としています。

【児童書の割合と貸出冊数】

	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総蔵書数(冊)…①	224,120	226,382	216,484	209,422	210,739
児童書(冊)…②	54,815	56,097	55,565	53,605	54,002
児童書の割合…(②÷①)	24.5%	24.8%	25.7%	25.6%	25.6%
児童書購入冊数	1,972	1,708	1,803	2,539	2,796
除籍冊数	31,830	6,297	17,600	16,671	8,296
児童書貸出数(冊)	95,173	97,002	86,948	97,428	92,725
子どもへの貸出数(冊)	47,245	49,223	41,667	44,761	43,390
子どもの貸出のべ人数(人)	8,074	8,159	6,369	6,809	6,801

◎R4.3以降システム更新のため、子どもの年齢は18歳を含む。

(3) 読書機会の充実

- ・読み聞かせボランティア等による読み聞かせ会を定期的に行いました。

- ・読み聞かせボランティアの研修会を毎年実施しました。
- ・学校や学童保育等への団体貸出が増加しました。

【図書館における集会活動状況】

		平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
おはなし会	回数	74	68	51	47	65
	人数	750	528	262	322	374
子ども会	回数	12	11	8	8	12
	人数	288	279	146	158	182
学級・幼・保育所 招待	回数	11	12	9	11	10
	人数	440	433	317	356	420

【団体貸出状況】

	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体貸出冊数	17,313	17,092	17,014	18,368	17,523
のべ団体数	1,172	1,209	1,030	1,046	1,197

(4) 情報の提供

- ・従来の広報活動に加え、Instagram（インスタグラム）を開設して読書活動につながる情報の発信を行いました。（令和4年度）
- ・ホームページの更新を行い、こどもページやお知らせ等内容の充実を図りました。（令和3年度）

3 学校等における取組

(1) 学校における取組

- ・文部科学省の学校図書館の現状に関する調査では、「学校図書館図書標準※」を達成している市内の小学校は、9校中6校となっています。(令和2年度。なお、中学校については、統合による影響で達成状況は未公表となっています。)
- ・「学校図書館図書標準」達成校が増加しました。
- ・1校専任の学校司書を増員しています。(令和2年度)

【小・中学校図書館学校司書配置状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校司書数	7	7	7	7	7	7
学校司書の勤務形態	1校専任 1名 2校兼務 6名	1校専任 1名 2校兼務 6名	1校専任 3名 2校兼務 4名	1校専任 3名 2校兼務 4名	1校専任 3名 2校兼務 4名	1校専任 3名 2校兼務 4名

資料：富山県図書館協会調べ

※ 学校図書館図書標準 平成5年3月に文部科学省が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学級数に応じて、標準となる冊数が決まる。

小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

(学級数には特別支援学級を含む。)

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園における取組

- ・午睡前や降園前、行事の導入時などに日常的に読み聞かせを行いました。
- ・地域のボランティアと連携し読み聞かせ会を行いました。
- ・家庭への絵本の貸出を行いました。

第3章 第3次計画における基本方針

ページの中に広がる世界 ～心豊かな黒部っ子を育てるために～

- (1) 家庭、地域、図書館、学校等を通じた社会全体での読書活動の推進を図ります。
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- (3) 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及を行います。

<計画期間>

令和6年度から5年間とし、必要に応じて見直します。

<対象者>

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」とは概ね18歳以下の者をいいます。本計画でも「子ども」の定義はこれに準じます。

第4章 子どもの読書活動推進の取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

生涯にわたって読書活動が習慣化されるためには、日常の家庭生活の中での取組が基本となります。親から子への読み聞かせや周囲の大人が読書習慣をもっていることなど、乳幼児期から身の回りに本がある環境づくりが必要です。

また、乳幼児にとって、語りかけや絵本を通しての触れ合いは、保護者との絆を強め、心の安定をもたらしてくれます。

こうした家庭における子どもの読書の大切さを踏まえ、保護者に対し、子どもの発達段階に応じた図書の紹介を行うとともに、読書に親しみがもてる機会をつくっていきます。

さらには、読書から楽しさやよろこびを味わう機会が増えるような取組を行っていきます。

(1) 家庭

【現状と課題】

スマートフォンやタブレット等の情報通信手段の普及により、子どもが触れることができる情報量が膨大で多様化しているほか、支援を必要とする子どもや様々な背景を持つ家庭が増えたこと、習い事等に関わる時間の増加等により、読書を通しての親子の触れ合いが難しくなっています。

【今後の取組】

- ◆子どもの読書活動の重要性について保護者の理解が一層深まるよう、広報やSNS、図書館のホームページ等を通じ、読み聞かせ会やイベントの情報発信・啓発を行います。
- ◆黒部市子育てガイド（黒部市公式ホームページ内）や黒部市子育て支援アプリ（母子モ）でも、読み聞かせ会やイベントの情報発信・啓発を行います。
- ◆読み聞かせ会や読書活動に関する広報等を通じて、発達段階に応じた図書についての紹介も行います。

(2) 子育て支援事業

【現状】

地域の宝事業は、誕生祝訪問を希望する乳児のいる家庭に対して、誕生祝訪問時に読み聞かせ絵本などを贈る取組です。

保育サービス等の利用券「子育て応援券」は、平成23年度から「読み聞かせ絵本の購入」がサービス内容に加えられています。令和4年度の市内におけるサービス

総利用件数に対する絵本購入件数の割合は全体の 29.1%となっています。

【今後の取組】

- ◆地域の宝事業でブックスタート事業を継続して実施します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域施設や子どもの集まりの場において、読み聞かせを中心とした活動が行われているほか、図書コーナーが設置されています。しかし、蔵書数や内容については必ずしも十分とはいえない状況にあり、子どもが自然と本に手を伸ばす環境づくりが必要です。

また、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備については、地域住民やボランティア等の協力が欠かせません。協力が必要とされる場所は、地域の各施設にとどまらず、図書館や学校等、広範囲にわたることから、今後さらに、活動に携わる人材の育成・確保が必要です。ボランティア等と各機関の連携・協力を図り、子どもの読書活動促進により一層努めます。

(1) 保健センター

【現状】

妊娠期や乳幼児の保護者向けに絵本の読み聞かせや絵本の選び方についての講座を行っています。読み聞かせブックリストの配布や市内における読み聞かせ会の案内も行っています。

【今後の取組】

- ◆妊娠期からの語りかけや乳幼児期の読み聞かせ等の重要性について理解を深められるよう、引き続き講座を行っています。
- ◆リーフレットや読み聞かせブックリストの配布を行う等、啓発に努めます。

(2) 児童センター、子育て支援センター

【現状】

児童センターや子育て支援センターにおいて定期的に読み聞かせが行われています。また、おたよりで絵本の紹介をしたり、読み聞かせや絵本についての講座を実施したりしています。

【今後の取組】

- ◆ボランティア等との連携を図りながら、子どもや保護者が読書活動に参加できる機会を増加させていきます。
- ◆赤ちゃん絵本の団体貸出を活用し、子どもや保護者が絵本に親しむ環境づくりを行います。

(3) 公民館

【現状と課題】

毎月、図書館から新着図書案内の提供を行っています。

各公民館には図書コーナーが設置されているものの、あまり利用されていない

状況です。

料理教室などのサークル活動に関連した図書館資料の展示を行いました。

【今後の取組】

- ◆公民館は、住民が身近に集う場所です。さまざまな事情で図書館へ出向くことができない子どもや保護者が、公民館で読書活動に関する情報を収集できるよう努めます。
- ◆三日市公民館はあお一よ図書館と同じ施設にあることから、図書館資料を活用した公民館事業への支援などをクロスアシスト事業※として行っています。
- ◆富山県にゆかりのある本に親しむ機会を設けるため「ふるさと文学巡回文庫」セットの活用を推進します。

※ クロスアシスト事業 交流センターに配置される図書館、三日市公民館、子育て支援センター、移住・人つなぎ支援センターなどの機能が単に集合しているだけの施設ではなく、これらの事業主体に加え、交流センター運営の協働パートナーとして、ボランティア等団体（図書館・子育て・芸術文化など）や市民公益活動団体（NPO・男女共同参画・商店街活性化・まちづくり・公共交通など）が連携することで相乗効果を生み出す機能融合事業を「クロスアシスト事業」と称し、「機能融合事業」を目指す。

(4) 放課後児童クラブ（学童保育）

【現状】

現在、市内には11か所で放課後児童クラブ（学童保育）の活動が行われています。そこでは、子どもが自由に本を読むことができる図書コーナーが設置され、図書館の団体貸出を利用しています。希望するクラブには読み聞かせを実施しています。

【今後の取組】

- ◆読書への関心を高め、子どもが自ら楽しんで本を読むことができるよう、図書の充実に努めます。
- ◆読み聞かせや団体貸出を活用する等、子どものそばにいつも本がある環境づくりを行います。

(5) その他、市内文化施設

【現状】

市内文化施設と情報交換を行い、連携した広報活動や関連行事の開催など、協力しながら効果的な事業実施に努めています。

【今後の取組】

- ◆子どもが多く集まる文化施設において、読書活動に関する行事等の開催を促進し、読書の楽しさをPRします。
- ◆各施設との連携・協力を図ります。

3 図書館における子どもの読書活動の推進

現在、黒部市立あお一よ図書館及び黒部市立宇奈月図書館にはあわせて約 22 万冊の蔵書があり、そのうち児童書蔵書数は約 5 万 4 千冊で、全体の約 25%を占めています。乳幼児期から読書に親しむ機会を提供するために、今後も魅力ある図書館資料の充実に努めます。

また、各館の特色ある蔵書を生かし、図書相互利用等、協力を図っていきます。

【黒部市の総人口に対する子どもの割合】

	総人口(人)	子ども(人)	子どもの割合
令和5年3月末現在	39,802	5,917	14.9%

資料:黒部市住民基本台帳

【児童書蔵書数と貸出冊数の実績と数値目標】

	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	【参考値】 令和5年12月(*)
児童書(冊) ①	54,815	56,097	55,565	53,605	54,002	59,700	55,453
児童書貸出数(冊) ②	95,173	97,002	86,948	97,428	92,725	101,000	58,543
子どもへの貸出数(冊) ③	47,245	49,223	41,667	44,761	43,390	61,000	25,467
子どもの人口(人) ④	6,504	6,370	6,228	6,050	5,917	5,500	5,862
子ども一人当たりの 児童書貸出冊数(冊) ⑤(②/④)	14.63	15.23	13.96	16.10	15.67	18.3	-

◎R4.3以降システム更新のため、子どもの年齢は18歳を含む。

(*)令和5年12月の参考値は、旧黒部館(4/1～5/31)及びあお一よ図書館(10/6～12/28)の合計値

【市内の子ども一人当たりの児童書貸出冊数の数値目標】

令和4年度 15.7冊 ⇨ 令和10年度 18.3冊
(実績) (目標)

※子ども一人当たりの児童書貸出冊数は、児童書貸出数(②)を子どもの人口(④)で除した数値。

なお、令和10年度の児童書貸出数(②)については、黒部市総合振興計画の貸出目標値(7.5冊)と人口推計値37,083人(R9年度末)を乗じ、得られた全体の貸出数に対し、児童書の割合が約4割であることから算出した数値。
子どもの人口(④)は、黒部市総合振興計画基本構想の人口ビジョン資料から得た子どもの人口推計。

(1) 環境の充実

【現状と課題】

黒部市立図書館は令和5年10月6日に開館した「くろべ市民交流センターあお一よ」に移転し「黒部市立あお一よ図書館」として開館しました。交流センターは複合施設で、図書館をはじめ、子育て支援センター、公民館、移住・人つなぎ支援センターの施設・機能と連携しながら運営しています。

図書館は主に3階と4階部分であり、児童書は3階に一般書は4階に配置しています。3階の書棚は低くして、書棚の間の通路を広げ、親子連れや車いすの方が利用しやすくなりました。よみきかせスペースを設置したことにより、本を選んでいる人を気にすることなく、読み聞かせを楽しむことができるようになりました。ほかに、ほがらか子育て支援センターも同じフロアにあり、育児講座や料理・栄養講座に合わせた図書館資料の展示などクロスアシスト事業として協働した事業を行っています。4階は、中高生の目に触れやすい学習室の近くに、YA（ヤングアダルト）コーナーを設置しました。

また、全館にWi-Fi環境が整備され、タブレット端末や国立国会図書館デジタル化資料送信サービス等を導入し、インターネットによる情報検索をしやすい環境となりました。

静かな読書環境を維持しつつも、会話が弾み、議論・交流ができる図書館を目指すとともに、教育施設として図書館のルールやマナーを啓発することが必要となります。

宇奈月図書館には、児童室として「おはなしコーナー」や靴をぬいでくつろげる「ねころびコーナー」が設置され、乳幼児がゆったりとした環境の中で絵本を楽しむことができます。同館では、赤ちゃん連れの保護者の方も気兼ねなく利用できるような「あかちゃんタイム」の時間を設けています。

【今後の取組】

- ◆地域の宝事業と連携し、乳児のいる家庭へ図書館利用案内を配布し、利用促進に努めます。
- ◆育児や離乳食講座に合わせた、図書館資料の展示などクロスアシスト事業を行っています。
- ◆乳幼児期から中・高校生までが手にとりやすく、本を読みたいと感じられるような展示や魅力的な企画を開催します。
- ◆各種情報通信機能と図書館資料のそれぞれの利点を生かし、情報検索の充実に努めます。
- ◆調べ学習に対するレファレンス※について、パスファインダー※の活用等、適切・丁寧な対応に努めます。
- ◆図書館では乳幼児及び小・中学生向け等の団体貸出のセット並びに「ふるさと文学巡回文庫」を設けており、地域・学校に対し、さらなる活用への広報を行うほか、学校図書館との連携を図り、読書活動や調べ学習への支援を図ります。
- ◆分かりやすい案内板の設置や障がいのある子どもへの読書支援など利用しやすい環境づくりに努めます。

※ レファレンス 研究や学習のためだけでなく、暮らしの中から出てくる疑問や確認したい事柄、仕事の課題解決に役立つ情報やその探し方などについて、図書館資料等を使って援助すること。

※ パスファインダー あるテーマや話題など知りたいことがあるときに、どのように資料を探したらよいか紹介した手引き。

(2) 図書館資料の充実

【現状と課題】

図書館では、読み聞かせ絵本・紙芝居、文学、課題学習向け図書等、幅広い資料の収集を行っています。また、英語絵本や団体貸出向けに大型絵本・紙芝居の収集にも努めています。

今後も、子どもや保護者が読書活動に親しめるよう様々なニーズに対応した図書館資料の充実が求められます。

【今後の取組】

- ◆子どもの発達段階に応じた図書館資料の収集及び提供に一層努めます。読書離れが進む中・高校生に対し、図書館の利用について情報提供・啓発活動に努めます。
- ◆学校における総合的な学習や郷土に関する調べ学習を支援するためにテーマに添った資料や新聞の収集に努めます。
- ◆国際化への対応として、外国語の資料の充実を図ります。
- ◆点字本やLLブック※を収集するなど障がいのある子どもへの読書支援を進めます。

(3) 読書機会の充実

【現状と課題】

図書館では乳幼児に対して、本に出会い親しんでもらうきっかけづくりとして、「読み聞かせ会」を行っています。

また、学校・放課後児童クラブ（学童保育）・子育て支援センターをはじめ、児童センター・ボランティア等への読み聞かせ用の大型絵本や紙芝居などの団体貸出を行っているほか、学級招待※を通し、読書が身近なものになるよう啓発活動を行っています。

そのほか図書館は、中学生による職業体験「社会に学ぶ14歳の挑戦」の一施設として、図書館の役割・重要性を伝える取組を行っています。

※ LLブック 写真・図を使用し、やさしい言葉で分かりやすく書かれた図書

※ 学級招待 学校等のクラス単位で図書館に招き、利用方法の指導や館内見学、貸出体験などを通して、図書館や読書に興味を持ってもらう活動のこと。

【今後の取組】

(読み聞かせについて)

- ◆職員やボランティアへの充実した研修を行い、技術力向上を図ります。
- ◆利用者への情報提供、読み聞かせ会内容についてのニーズ把握に努めます。
- ◆出張読み聞かせ会を積極的に行います。
- ◆多種多様なニーズに応えるため各施設やボランティア等との連携を図ります。

(その他)

- ◆学校及び放課後児童クラブ（学童保育）、子育て支援センター等、子どもが集う場所への団体貸出の促進を図るとともに、おすすめ本や企画展示の紹介、読み聞かせ会の日程等をお知らせするおたよりの作成・配布を行います。
- ◆小・中学校及び保育所・認定こども園・幼稚園に対して、学級招待の積極的な利用を働きかけます。
- ◆子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日から5月12日）に合わせた企画展・関連行事の開催及び子ども向けの展示を積極的に行います。
- ◆子どもや子どもを取り巻く大人と一緒に参加できるボードゲーム会など定期的を開催するイベントを通して新規利用者増加のための取組を行います。

(4) 情報の提供

【現状と課題】

図書館では、取組についてホームページや広報、ケーブルテレビのほか、SNSを活用した情報発信を行っていますが、十分に情報が行き渡っているとはいえない状況にあります。

図書館利用者に限らず、子どもや子どもを取り巻く大人が読書に関心をもてるように積極的な情報提供が必要です。

【今後の取組】

- ◆子どもの発達段階に応じて、おすすめ本を紹介するブックリスト等の作成及び配布を行います。
- ◆図書館での日々のレファレンスサービスをより一層充実させるとともに、読書相談等へのよりきめ細やかな対応に配慮し、子どもの読みたい・調べたい内容の把握、図書館資料の充実に努めます。
- ◆図書館では、県内外図書館との連携・協力活動として、本の相互貸借等を行っており、その利用促進及び周知を図ります。
- ◆学級招待を積極的にPRし、図書館の利用の仕方や役割を知る機会を提供します。
- ◆中学・高校生向けに、市内や県内の企業及び地域で活躍する人々を紹介する資料を充実させ、移住・人つなぎ支援センターと連携しながら、将来の職業選択やUIJターンに有益な情報の提供に努めます。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所・認定こども園・幼稚園

保育所・認定こども園では0歳児から、幼稚園では3歳児から保育・教育活動が行われており、乳幼児がたくさんの絵本や紙芝居等に触れ合える環境の整備がされています。

また、保護者に対し、家庭での読書を推進するために啓発等を行っており、読み聞かせや読書の大切さについて理解を深めてもらえるよう、より一層積極的な情報を発信していきます。

①読み聞かせ活動

【現状】

保育所・認定こども園・幼稚園において、読み聞かせは乳幼児の「情緒の安定」と「言語」の発達を促進する上で、重要な項目の一つとなっており、食事前や午睡前等に日常的に行われています。

【今後の取組】

- ◆子どもの発達段階に応じた絵本や紙芝居等の収集及び提供に一層努めるとともに、図書館の団体貸出についても利用の促進を図ります。
- ◆子どもが、絵本・紙芝居等に興味をもち、絵や言葉を楽しみながら学ぶ取組を行っていきます。
- ◆家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。

②環境・機会の充実及び地域との連携

【現状】

保育所・認定こども園・幼稚園は近年、地域への開かれたスペースとしての活動を積極的に行っており、園児・未就園児の分け隔てなく子どもが保護者と自由に本を楽しめる閲覧コーナーの設置や、貸出も積極的に行っています。また、年齢に応じた人気絵本の紹介や読み聞かせの大切さを園・クラスだより等の中で知らせています。

さらに絵本や物語を取り入れた紙芝居づくりや劇あそびを行う等、保育内容の充実にも努めています。

<保護者に対しての読書啓発事業例> 資料：保育所・認定こども園・幼稚園へのアンケート

- ・新刊本、おすすめ本、季節に合わせた本の展示・紹介
- ・年齢に合った絵本の紹介
- ・読み聞かせ絵本の展示
- ・絵本の日の設定

- ・園・クラス・絵本だよりの発行
- ・子育てサロン、子育て支援室（未就園児親子等の来所）での読み聞かせ
- ・宇奈月図書館での読み聞かせ会へ参加（保育所クラス単位で）

【今後の取組】

- ◆定期的に園・クラスだより等で保護者に読書の大切さを知らせるとともに、地域と密着した活動を通して、子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。
- ◆子どもを取り巻く大人への読書啓発・情報提供の充実を図ります。
- ◆ボランティア等と連携しながら、地域ぐるみで子どもの読書活動を支える取組を行います。

(2) 小学校・中学校・高等学校等

令和5年6月に公益社団法人全国学校図書館協議会が実施した「第68回学校読書調査」によると、小学4～6年生、中学生、高校生の令和5年5月の1か月の平均読書冊数（教科書、マンガ、雑誌などを除く。）は、小学生で12.6冊（平成30年9.8冊）、中学生で5.5冊（平成30年4.3冊）、高校生で1.9冊（平成30年1.3冊）となっています。

さらに、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合（以下「不読率」という。）は、小学生で7.0%（平成30年8.1%）、中学生で13.1%（平成30年15.3%）、高校生で43.5%（平成30年55.8%）となっており、国が目標とした進捗度での改善は図られていません。（第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の目標値：小学生は2%以下、中学生は8%以下、高校生は26%以下）

【学校読書調査(全国)】

1か月の平均読書冊数

	平成30年	令和5年
小学生	9.8	12.6
中学生	4.3	5.5
高校生	1.3	1.9

不読率(%)

	平成30年	令和5年
小学生	8.1	7.0
中学生	15.3	13.1
高校生	55.8	43.5

資料:学校読書調査

平成26年の学校図書館法の改正により学校司書が法制化され、学校司書への研修等の実施について規定されました。また、新学習指導要領において「学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されており、学校図書館の役割はますます重要性を増しています。

①学校への司書教諭及び学校司書の配置

【現状と課題】

市内の12学級以上の小・中学校には、司書教諭※が配置されています。さら

に、市内全小・中学校 11 校に 7 名の学校司書が配置され、図書館運営の支援を行っています。文部科学省の学校図書館整備等 5 か年計画では令和 4 年度～令和 8 年度までに 1.3 校に 1 人程度の学校司書配置を掲げているところですが、本市においてはこの目標に到達していない状況です。

市内の高等学校においても、司書教諭が配置されています。

【今後の取組】

- ◆ 1 校専任の学校司書について、増員に努めます。
- ◆ 子どもの読書に親しむ機会の増加を図るため、学校司書との連携をより深めます。
- ◆ 学校図書館運営を円滑に行うため、学校司書の研修への参加を支援し、技術力向上を図ります。

※ **司書教諭** 学校図書館法第 5 条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。平成 15 年度から 12 学級以上の学校には必置となっている。

②学校図書館の充実

【現状と課題】

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たしています。

また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能も合わせもっています。

文部科学省の学校図書館の現状に関する調査では、「学校図書館図書標準」を達成している市内の小中学校は、9 校中 6 校となっています。（令和 2 年度。なお、中学校については、統合による影響で達成状況は未公表となっています。）一方で、社会の変化や学問の進展を踏まえた情報に触れる環境の整備も子どもたちにとって必要であるため、計画的な図書の更新を図る必要があります。

【今後の取組】

- ◆ すべての小学校において「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに図書資料の充実を目的とした魅力ある蔵書の構築に努めます。
- ◆ おすすめ本の紹介等、読書に関心をもてるような働きかけを行います。
- ◆ 調べ学習への支援に努めます。
- ◆ 更なる図書館との連携により、団体貸出等の利用促進を図ります。

③学校における読書活動及び年間計画

【現状】

小・中学校においては、朝読書や校内一斉の読書活動等が学校において行われています。学校図書館では、学校司書やボランティアによる読み聞かせや子どものリクエストに応じた図書の貸出が行われています。

その他、小・中学校においては年度ごとに「教育計画書」の中で図書館教育についての計画が作成されており、学校の全体計画及び学年ごとの指導目標に基づき取組を進めています。

＜各学校の取組例＞

- ・読書普及：読書タイム、多読賞の表彰、各学級での読書目標の設定、児童生徒同士での本の紹介、学校司書や図書委員による読み聞かせ、POPの作成、本のリクエスト
- ・読書記録：読書カード、貸出カードを利用した記録、目標冊数の設定
- ・行事の開催：読書週間・月間、子ども読書の日（4月23日）での読書活動、図書クイズ
- ・新聞の活用：新聞コーナーの設置
- ・家庭との連携：学校・学年・図書だよりの発行、親子読書推進活動、親子読書週間（夏休み）の実施
- ・その他：学校おすすめ100冊の紹介、学級文庫の設置、各学年フロアや職員室前の「図書ラウンジ」の設置、長期休業中の貸出、選書アンケートの実施

【今後の取組】

- ◆学校図書館における貸出や読書活動に関する行事を通して、児童生徒の読書への興味・関心を高めます。
- ◆学習に必要な図書や資料の選択・活用を進めていきます。
- ◆朝読書や校内一斉の読書活動を継続して行います。
- ◆親子での読書活動を推進するため、家庭への啓発を行います。
- ◆家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。
- ◆読書活動に関する行事等を児童生徒が主体的な立場で行えるよう支援します。
- ◆司書教諭・学校司書に加え、教職員全体が読書活動に理解・関心をもち、指導力の向上を図ります。

第5章 計画の推進体制

子どもの読書活動に関する施策を効果的・計画的に推進していくために、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を果たし、社会全体で共通意識をもった取組を行います。

さらに、教員や学校司書、図書館職員、保護者、地域の読み聞かせボランティア等が研究会や研修、情報交換を行うなど、関係機関相互における連携・協力や情報の共有を促進し、必要な体制を整備することで、読書活動のより一層の充実を図ります。

この計画を広く市民に広報し、読書活動の重要性について啓発するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

連携・協力のイメージ

黒部市が一丸となって子どもの読書活動を支えます



子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とする

ともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱
(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、黒部市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、黒部市子ども読書活動推進計画策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定に係る事項の協議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局図書館において担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

黒部市子ども読書活動推進計画策定会議委員名簿

【委員】

関係機関	職	氏名
学識経験者	読みきかせボランティア、元図書館長	川端 眞澄
市PTA連絡協議会	若栗小PTA	細川 幸治
さくら幼稚園PTA	さくら幼稚園PTA会長	吉本 敬一
おはなしたんぽぽ	代表	上坂 次子
市図書館協議会	会長	永井 隆志
市小学校長会	宇奈月小学校長	齊木 裕
市中学校長会	清明中学校長	柴田 由明
市保育研究会	会長	中村 好美
子育て支援センター	ほがらか子育て支援センター	高野 優子

【事務局】

市関係課

所属	職	氏名
教育委員会事務局	教育部長	藤田 信幸
こども支援課	主幹	立石 さおり
学校教育課	班長	庭田 順子
生涯学習文化課	課長	牧野 恵美

事務担当

所属	職	氏名
図書館	館長	寺林 佳子
	館長補佐	七澤 信
	係長	山形 香織
	係長	井野 香織

第3次 黒部市子ども読書活動推進計画

発行年月 令和6年3月
編集・発行 黒部市教育委員会
〒938-8555 黒部市三日市1301番地
TEL (0765) 54-2111 (代表)